

「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」 における新たな専門医制度の議論のとりまとめ

平成 29 年 8 月 1 日
今後の医師養成の在り方と
地域医療に関する検討会
座長 遠藤 久夫

本年 4 月に、厚生労働省に「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」が設置され、座長を務めさせていただいている。

同検討会においては、「地域医療に求められる専門医制度の在り方」、「卒前・卒後の一貫した医師養成の在り方」、「医師養成の制度における地域医療への配慮」が検討項目であるが、新たな専門医制度の平成 30 年度の開始に向け、まず、「地域医療に求められる専門医制度の在り方」から議論を開始し、第 3 回までこのテーマについて検討を行っている。

同検討会におけるこれまでの議論は、以下のとおり。

<第 1 回（4 月 24 日）>

- 議事 (1) 地域医療に求められる専門医制度の在り方
(2) その他

○論点※（資料 1）について議論し、日本専門医機構に対応を要望

※①専門医取得は義務づけていない、②地域医療従事者や女性医師等に配慮したカリキュラム制の設置、③研修の中心は地域の中核病院等である

<第 2 回（5 月 25 日）>

- 議事 (1) 新たな専門医の仕組みにおける地域医療への配慮に関する学会の取組み（内科学会からヒアリング）
(2) 前回の議論を踏まえた日本専門医機構の対応
(3) 都道府県協議会

(4) その他

○第1回の議論を踏まえた、日本専門医機構から提出された専門医制度新整備指針の改正の方向性（資料2）を、了承

○日本専門医機構の専門医制度新整備指針運用細則に対して、意見[※]あり

※①カリキュラム制について、具体的な手順等を明示すること、②地域の実情に応じた協議を協議会で実施するためには、医師の配置状況を情報提供いただく必要があり、基幹施設は協議会の求めに協力し情報提供を行うこと

○内科学会について、地域医療への配慮には概ね対応がなされているとの意見

<第3回（6月12日）>

議事 (1) 新たな専門医の仕組みにおける地域医療への配慮に関する学会の取組み（救急医学会、外科学会、産科婦人科学会、

小児科学会、整形外科学会、精神神経学会、麻酔科学会からヒアリング）

(2) これまでの議論を踏まえた日本専門医機構の対応

(3) 都道府県協議会に関する調査

(4) その他

○日本専門医機構の専門医制度新整備指針運用細則の改正の方向性（資料3）について、対応が不十分との強い意見が示され、日本専門医機構にさらなる対応を求めることとされた

○ヒアリングを行った7学会[※]について、一部でまだ不十分な点もあり、各学会において、必要な修正を行うなどの対応を求めることとされたものの、地域偏在について相応の対応策がとられているという意見が多かった

※救急医学会、外科学会、産科婦人科学会、小児科学会、整形外科学会、精神神経学会、麻酔科学会

第3回検討会において、日本専門医機構及び各学会に対応が求められたが、これらについては、下記のとおり対応が行われ、構成員からの理解も得られている。

・日本専門医機構において、運用細則について既に対応済。

- ・各学会において、カリキュラム制の設置、各都道府県複数基幹施設について、概ね対応済であり、さらなる改善も行われている。

このように、当検討会では、第1回（平成29年4月24日）、第2回（5月25日）及び第3回（6月12日）の検討会において、日本専門医機構に対し

- 専門医の取得は義務ではなく自発的な自己研さんとして位置付けられるものであることの明確化
 - 地域医療従事者や女性医師等のライフイベントに配慮したカリキュラム制の設置等柔軟な研修制度の設置
 - 研修の中心は大学病院のみでなく、地域の中核病院等であること
 - 都道府県協議会が意見を提出した場合には、研修プログラムを改善すること
- などを求めた。

その結果、日本専門医機構の理事会（6月2日及び7月7日）において

- ①専門医はすべての医師が取得しなければならないものではなく、医師として自律的な取組として位置付けられることの明確化
 - ②出産や育児、介護、留学等相当の合理的理由がある医師等は研修カリキュラム制による専門研修を行う等柔軟な対応を行い、研修に関する相談窓口を設置すること
 - ③幅広い疾患の症例が豊富な市中病院を重要な研修拠点とすること、連携病院で採用した医師は専攻医の希望があった場合、できる限り長期間連携病院で研修できるようにすること
 - ④都道府県協議会が意見を提出した場合には機構が関係学会と調整を行うこと
- 等の対応が行われた。

今後、日本専門医機構で行っている専攻医の仮の登録後の配置状況を踏まえ、万が一、地域医療に影響を与える懸念が生じた場合には、学会に対してさらなる制度の改善を行うよう、検討会としても日本専門医機構及び各学会に求めていくこととしたい。

専門医に関する論点について

- (1) すべての医師が機構の認定する専門医になると、専門外の診療を敬遠する傾向が生まれ、多くの専門科を整備できない中小病院での診療が困難になる等の指摘を踏まえ、専門医はすべての医師が取得しなければならないものではなく、自発的な自己研さんとして位置付けられるものであり、実質上義務づけられるものではないことを、明確にすることについて、どう考えるか。
- (2) 地域医療従事者や休職・離職を選択した女性医師等に対し、専門医資格の取得を促す観点から、地域医療従事者等に配慮したカリキュラム制の設置について、明確にすることについて、どう考えるか。
- (3) 高度な医療の分野でも、医師が研修段階に応じて技術と知見を向上できるよう、様々な患者を診ることができる市中病院も重要な研修拠点とし、必ずしも十分な経験を積むことができない場合がある大学病院に研修先が偏らないようにする観点から、研修の中心は大学病院のみではなく、症例の豊富な地域の中核病院等であることを、明確にすることについて、どう考えるか。

専門医に関する対応方針の主な内容について

1. 専門医取得の義務づけについて

【対応方針】

- 専門医取得は義務づけていないことを整備指針に明記

<現在の整備指針>

- 今後、あらたに医学部を卒業し診療に携わる医師は、原則としていずれかの専門領域を選択しその基本領域学会の専門研修を受けることを基本とするが、専門医制度は法的に規制されるべきものではなく、基本領域学会専門医については、適正な基準のもとに施行されるべきである。

<改訂案の要点>

- 現在、医学部を卒業し診療に携わる医師の多くはいずれかの専門領域を選択しその基本領域学会の専門研修を受けているという実態があるが、専門医はすべての医師が取得しなければならないものではなく、医師として自律的な取組として位置付けられるものである。
- また、医師として国民に信頼される安全・安心な医療を提供するための専門研修は、適正に施行されるべきである。

2. 地域医療従事者や女性医師等への配慮について

【対応方針】

- 地域医療従事者や女性医師等に配慮したカリキュラム制の設置を整備指針に明記

<現在の整備指針>

- 基本領域学会専門医の研修では、原則として研修プログラム制による研修を行う。

<改訂案の要点>

- 基本領域学会専門医の研修では研修プログラム制が原則だが、専門医取得を希望する義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者や、出産、育児等により休職・離職を選択した女性医師等、介護、留学など相当の合理的理由がある医師等は研修カリキュラム制による専門研修を行う等、柔軟な対応を行う。
- 研修カリキュラム制における研修年限の上限は特に設定しないが、少なくとも研修プログラム制で必要とされる研修期間を必要とする。

3. 大学病院と市中病院について

【対応方針】

- 研修の中心は大学病院のみではなく、地域の中核病院等であることを整備指針に明記

<改訂案の要点>

- 専門医となるのに必要となる全般的、幅広い疾患の症例の豊富な市中病院を重要な研修拠点とし、大学病院に研修先が偏らないようにする必要がある。
- 連携病院で採用した専攻医については、専攻医の希望があった場合、できる限り長期間連携病院における研修期間を設定するなど、柔軟なプログラムを作成する。

4. 都道府県協議会について

【対応方針】

- 都道府県協議会に市町村を含め、研修プログラム承認後も地域医療の確保の動向を機構が協議会に情報提供し、協議会が意見を提出した際は、研修プログラムを改善することを整備指針に明記

<改訂案の要点>

- 機構は、各領域の研修プログラムを承認するに際して、都道府県、市町村、医師会、大学、病院団体等からなる各都道府県協議会と事前に協議し決定する。
- 研修プログラム承認後も、機構は、連携施設等の医師配置の状況を含む研修プログラムの運用実績を当該基本領域学会と協議ののち、各都道府県協議会に情報提供する。協議会は、必要があれば意見を提出し、それを受けて、機構は、研修プログラムを協議会と協議し、関係学会と調整を行い改善を行う。

専門医制度新整備指針運用細則の改訂の主な内容について

1. 整備指針の改訂に伴う修正について

【改訂の方向性】

- 整備指針の改訂を踏まえ、運用細則について必要な改訂を行う

<改訂案の要点>

- 整備指針の改定を踏まえ、整備指針と重複する部分を削除するなど必要な改訂を行う。

2. 地域医療従事者や女性医師等への配慮について

【改訂の方向性】

- カリキュラム制に柔軟な対応を行うというだけではきちんと対応されない場合が考えられるので、具体的な手順等を明示する

<改訂案の要点>

- 基幹施設等は、専攻医からの相談窓口を設け、有効な研修が行えるように配慮する。専攻医は、相談窓口への相談後も有効な研修が行えないと判断した場合には、機構に相談することができる。

3. 都道府県協議会について

【改訂の方向性】

- 地域の実情に応じた協議を協議会で実施するためには、連携施設への医師配置に関して、迅速にきめ細かく情報提供いただく必要があり、基幹施設等は協議会の求めに協力する

<改訂案の要点>

- 協議会は、機構に連絡し、研修施設群に対し、ローテーション内容等の情報の提供を求めることができ、研修施設群は機構の了解の上、協議会に情報を提供することができる。地域医療への配慮や専門研修レベルを改善するための必要性に応じて、機構は基本領域学会、研修施設群と協同して協議会の求めに協力することができる。